

(単位:千円)

## 社会復帰促進等事業の令和3年度予算執行状況(執行率が80%未満の事業)

4年度 事業 番号	3年度 事業 番号	3年度 評価	事業名	3年度の事業概要	3年度の執行率が低調であった理由	3年度の執行率を踏まえた令和5年度事業の見直し	令和3年度			担当課
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
1	1	A	外科後処置等経費	外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。	本事業の予算額の大部分(約99%)を占める、医療等の給付に要する予算額について、被災した労働者のうち、外科後処置の対象者が抑えられた結果、執行率が昨年度より低下したものである。	令和2年度は執行率が45%となったが、平成30年度は執行率が80%を超えている。また、本事業は、傷病が治癒した被災者に対して義肢装着のための断端部の再手術や醜状軽減のための再手術等を行うことによって社会復帰の促進を図る趣旨で実施しており、令和3年度の執行率の観点だけで評価することは適切ではないと考えることから、過去実績を踏まえた上で所要の予算要求を行う。	46,079	20,637	44.8%	労働基準局 補償課
8	8	A	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別な援護措置として介護料の支給を行う。	介護料の最高限度額及び最低保障額について増額見直しを行ったため、実績を踏まえて予算要求を行ったが、請求件数が減少したことから執行率が低調になった。	実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	6,397	5,001	78.2%	労働基準局 労災管理課
11	11	A	休業補償特別援護経費	労働基準法第76条に基づき使用者が行う休業3日目までの休業補償について、事業場の廃止等、やむを得ない事由で受けることができない被災者に対し、休業補償3日分相当額を支給するもの。	予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、申請件数が少なかったことによるもの。	令和3年度においては、申請件数が25件となり、執行率が約44%となったものであるが、令和2年度の申請件数は59件(予算執行率は約90.9%)、直近5年間の平均申請件数は約58件となっていることから、次年度以降申請が増加する可能性もあるところである。また、本事業については、やむを得ない事由で休業補償を受けることができない被災者に対して援護の措置を行う趣旨から創設されたものであり、執行率の観点だけで評価を行うことは適切ではないものと考えられることから、適切な予算措置が必要であるとする。	1,236	544	44.0%	労働基準局 補償課
17	17	D	職業病予防対策の推進	(1)東電福島第一原発で緊急作業に従事した者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム(以下「データベース」という。)」を運用する。 ・緊急作業従事者等に対する健康相談、保健指導の実施。 ・廃炉等作業員の健康支援相談窓口を定期的開設、健康相談を実施。 (2)東電福島第一原発・除染作業員の放射線被ばくの状況やその対策に関する情報(報道発表、ガイドライン、行政通達等)について、厚生労働省の英語版ホームページに掲載するなど海外に向けて発信する事業を行う。 (3)東電福島第一原発における施工計画作成者等に対して被ばく低減措置に係る教育を行うなど、廃炉等作業における被ばく低減対策を支援する。 (4)眼の結晶体への被ばく線量が高い業務を行う事業者に対し、事業場として労働者の被ばく線量を組織的に管理する仕組みである、放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム(以下「MSという。)」の導入を支援する。 (5)職場の熱中症予防に特化したポータルサイトを整備し、暑さ指数の正確な把握と対応方法を周知。ポータルサイトには主要産業別の対策好事例も紹介する。	一般競争入札で調達を行った結果、予定額を下回る金額で入札した業者が多かったこと、及び事務所側の改正が当初の予定より異なり事業実施期間が短くなったこと等により、執行率が低調となった。	実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	183,477	123,250	67.2%	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

4年度 事業 番号	3年度 事業 番号	3年度 評価	事業名	3年度の事業概要	3年度の執行率が低調であった理由	3年度の執行率を踏まえた令和5年度事業の見直し	令和3年度			担当課
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
19	19	B	職場における受 動喫煙対策事業	職場における受動喫煙防止対策の推進を図るため、事業場からの喫煙室の設置等に関する問い合わせに対応するための電話相談及び実地指導等を実施するとともに、喫煙室を設置する事業場に対して設置費用の一部の助成を行う。	・令和3年より受動喫煙防止対策助成金の助成対象を既存飲食提供施設に限定した事により、対象範囲が狭まり、需要が減少したもの。 ・助成対象が既存飲食対象施設に限定されたものの、新型コロナウイルス感染拡大予防のために、飲食店に関しては長期間休業要請が発出されていた。休業要請により通常営業すらままならない状況で、受動喫煙対策にまで手が回らず、大きく需要が減少したと思われる。	実情を踏まえ、相談支援業務に関しては、実地指導の見込み件数を実情に合わせて予算要求を行うこととする。 また、助成金に関しても業種を限定し、その実情と需要を勘案した上で予算要求を行うこととする。	304,995	72,095	23.6%	安全衛生部 労働衛生課
20	20	C	職場における化 学物質管理促進 のための総合対 策	①モデル安全データシートなど化学物質管理支援ツールの作成、職場における化学物質管理に関する相談窓口の設置、専門家による訪問指導等を実施する。 ②労働者の化学物質へのばく露実態の調査、発がん性等に関する情報の収集、文献調査等の結果を総括した化学物質の有害性評価書を作成する等により、リスク評価の取組を推進する。 ③新規化学物質に係る届出を審査し、必要に応じて指導等を行うとともに、審査を終了した新規化学物質の名称を公表する。 ④有害性調査機関に対し、優良試験所基準(安衛法GLP基準)に基づき適正に有害性調査を行っているかの査察を実施する。 ⑤国土交通省による官庁建物実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、化学物質の有害性調査が継続できるように、修繕等しているものである。	新たな化学物質規制(R4.5改正)において、個別物質のリスク評価によらず、包括的な規制とすることになったため、個別物質のリスク評価の経費を執行しなかったもの。	左記の実施状況を踏まえ、既存経費は見直すとともに、令和5年度等から施行される新たな化学物質規制の周知等必要な事業を精査した上で、所要の予算要求を行うこととする。	397,063	256,773	64.7%	安全衛生部 化学物質 対策課
25	25	A	職場におけるハ ラスメントへの総 合的な対応等労 働者健康管理啓 発等経費	(1) ①国民及び労使に向けた周知・広報 ②企業への個別支援 ③ハラスメント被害者等からの相談対応事業 ④中小企業におけるハラスメント相談体制実証事業 ⑤カスタマーハラスメント対策企業マニュアル作成事業 (2)パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の被害を受けたことより通院する、若しくはそれに相当する精神状態と思われる労働者からの相談に適切に対応するとともに、事業主に対する指導や事業主と労働者間の紛争解決援助等の解決に向けた支援を行う。 (3)事業主が、パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する健康診断等について認識を深め、パートタイム労働者・有期雇用労働者の健康管理等に取り組むために、啓発指導を行う。	左記(1)の事業では、一般競争入札を行っているため、予算額より低廉な価格での調達となっている。 ※(2)および(3)は行政経費	実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	214,920	156,955	73.0%	雇用環境 ・均等局 雇用機会 均等課

4年度 事業 番号	3年度 事業 番号	3年度 評価	事業名	3年度の事業概要	3年度の執行率が低調であった理由	3年度の執行率を踏まえた令和5年度事業の見直し	令和3年度			担当課
							予算額(①) (行政経費 を除く)	決算額(②) (行政経費 を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
26	26	A	建設業等における労働災害防止対策費	(1)①安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる安全衛生専門家の活動の拠点の設置 ②復旧・復興工事現場に対する巡回指導の実施 ③建設工事に不慣れな新規参入者等に対する安全衛生教育の実施 (2)足場からの墜落防止措置に係る「より安全な措置」について、専門家による診断の実施、診断結果に基づく改善計画の作成等の現場に対する指導・支援を実施する。 (3)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、首都圏で増加する建設工事における労働災害防止対策を徹底するため、工事現場に対する巡回指導、未熟練労働者や外国人建設就労者等に対する安全衛生教育等を実施する。 (4)一人親方等を対象とした研修会、一人親方等が入場している現場の巡回指導の実施	諸般の事情により「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」が開催されず、想定していた安衛則改正がされなかったことから、墜落・転落災害防止対策推進事業において予定していた安衛則改正内容の周知のための周知用説明資料の作成を見送ったものである。なお、同予算を除いた場合の執行率は86.4%である。	令和4年度において「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開催する準備が整い安衛則改正等も想定されることから、実情を踏まえた所要の予算要求をする。 併せて、執行率が69%と低調だった東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業については、廃止した。	395,837	300,782	79.0%	安全衛生部 安全課
32	32	D	女性就業支援・母性健管理等対策費	1 女性労働者健康管理等対策費については、女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施。 2 女性就業支援全国展開事業については、全国の女性関連施設等で行っている女性の健康保持増進のための支援施策を実施。	1のうち母性健康管理推進支援事業については、一般競争入札を行っているため、予算額より低廉な価格での調達となった。また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金については、当初見込んでいた件数を実績が下回った。	2は令和3年度限りの事業であり、1については、実績を踏まえて所要の予算要求を行うこととする。	402,984	222,904	55.3%	雇用環境 ・均等局 雇用機会 均等課
36	37	A	未払賃金立替払事務実施費	(独)労働者健康安全機構が、立替払の請求の受理及び審査、立替払の決定及び立替払賃金の送金、事業主に対する求償等に関する業務を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み予算措置を行ったところであるが、支給件数が少なかったため、執行率が低調になった。	未払賃金の立替払業務の着実な実施のため、必要な予算の確保に努めるとともに、引き続き立替払の迅速化及び立替払金の求償に主体的に取り組む。	20,900,623	1,900,623	9.1%	労働基準局 監督課
38	39	A	テレワーク普及促進等対策	テレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下での良質なテレワークの普及・促進に取り組む。	委託事業の調達を総合評価落札方式で実施しており、予定額を下回る金額で入札されたこと及び新型コロナウイルスの影響により、本来訪問によるコンサルティングを行うところ、オンライン等でのコンサルティングとなり、訪問費等の支出額が減少したことにより、執行率が低調となったもの。	新型コロナウイルスの影響を考慮しつつ、過去実績を踏まえた所要の予算要求を行う。	112,919	59,577	52.8%	雇用環境 ・均等局 在宅労働課
39	40	A	医療従事者の確保・定着に向けた勤務環境改善のための取組	①各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)に医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労務管理等に関する相談支援等を行う。 ②医療機関に対するアンケート調査、医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。 ③医療機関の勤務環境改善に関する好事例等を掲載したウェブサイトの運営、医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進セミナーの実施。	医療労務管理支援事業においては、都道府県毎に調達を実施しており、競争入札により、予算額より低廉な価格での調達となっている。	各都道府県の直近の入札率などを踏まえ、仕様内容の調整や示達額を加減するとともに、令和6年4月から開始される医師の時間外労働の上限規制に向けた具体的な支援手法を仕様等に明示するなどにより執行率の向上を図る。	755,053	510,205	67.6%	労働基準局 労働条件 政策課